

加古川市社会福祉法人審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市社会福祉法人審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員会は、社会福祉法人（以下「法人」という。）の設立及び法人に対する行政処分の内容について事前に審査を行うとともに、法人の適正な運営を図るものとする。

(法人)

第2条 この要綱において「法人」とは、社会福祉法第30条に定める、主たる事務所が加古川市の区域内にある法人であってその行う事業が加古川市の区域を越えないものをいう。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福祉部次長をもって充てる。

3 副委員長は、法人指導課長をもって充てる。

4 委員は、障がい者支援課長、介護保険課長、こども政策課長、幼児保育課長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、審査委員会を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(審査委員会の業務)

第5条 審査委員会は、次の業務を行う。

(1) 法人設立に関する要件の審査

(2) 法人の解散に関する審査

(3) 法人の合併に関する審査

(4) 法人に対する行政処分の審査

(5) その他法人運営に関する審査

(事前協議)

第6条 前条1号、2号及び3号の審査は、法人等から協議に付された申請書類及び添付書類について、申請要件等が具備されるに至るまで行われる事前協議として行う。

(会議)

第7条 審査委員会は、委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の半数が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、法人設立認可の審査に伴う法人役員（予定者）から聞き取りを行う場合は、この限りでない。

3 審査委員会の議事は、委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

4 審査委員会の審査内容は、次のとおりとする。

- (1) 法人等から協議に付された申請書類及び添付書類
- (2) 法人調書等
- (3) 法人に対する監査結果及び指導内容並びに法人の対応状況
- (4) 審査委員会の審査後において重要事項に変更があった時は、その変更事項
- (5) その他必要事項

5 委員長は、第5条各号に掲げる審査について必要があると認めるときは、学識経験者その他関係者を出席させることができる。

6 委員長は、法人設立及び合併に係る審査について必要があると認めるときは、法人役員（予定者）の出席を求め、設立趣意、運営理念、事業計画等について説明を求めることができる。

7 委員は、自己又は配偶者若しくは3親等以内の親族が関係する法人の議事については、その議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

(審査の方法)

第8条 審査委員会における審査については、社会福祉法、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号）及び「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計発第52号・児企第33号）等により実施する。

(報告)

第9条 審査委員会は、第5条各号に掲げる審査の結果を市長に報告するものとする。

(事務局)

第10条 審査委員会の庶務は、法人指導課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

